

定額減税補足給付金(不足額給付)のお知らせ

定額減税補足給付金 (不足額給付)とは

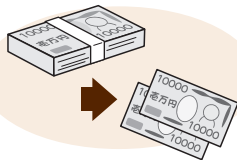
令和6年夏に実施した「当初調整給付(定額減税しきれないと見込まれる方への調整給付金)」の支給額に不足が生じる場合に追加で給付を行うものです。

▼▼ 次のいずれかの要件に該当する方が対象となります ▼▼

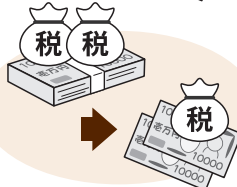
不足額 給付①

の対象と
なりうる方

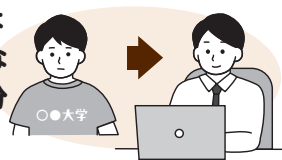
令和5年分の所得に
比べ、令和6年分の
所得が減少した方



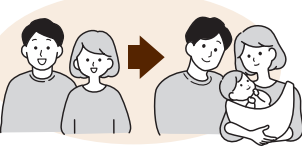
当初調整給付後の
税額修正により、令和
6年度分の市・県民税
所得割が減少した方



令和5年分の所得は
なかったが、就職な
どにより令和6年分
の所得がある方



子どもの出生等、
扶養親族等が令和
6年中に増加した方



不足額 給付②

の対象と
なりうる方

令和7年1月1日時点で牛久市に住民登録がある方のうち、以下の要件をすべて満たす方

- ① 令和6年分所得税と令和6年度分市・県民税所得割の定額減税前の税額がいずれも0円である
- ② 本人および扶養親族等として、令和6年度に実施した当初調整給付金の支給対象者に該当していない
- ③ 令和6年分所得税および令和6年度分市・県民税の控除対象である配偶者、または扶養親族ではない^{*}方 ※合計所得金額が48万円を超えている方や、事業専従者(青色・白色)
- ④ 令和5・6年度の低所得世帯向け給付金の対象世帯の世帯主、世帯員にも該当しなかった方



不足額給付①の給付額が確定している対象者には、8月中旬から順次「支給のお知らせ」または「支給要件確認書」を送付していますが、次の方はご自身での申請が必要となります。

★令和6年中に牛久市に転入された方

★「不足額給付②」の対象となりうる方

転入された方、不足額給付②の対象となりうる方には、9月上旬より順次申請書を送付しています。申請を希望する方は、記入後必要書類を添付し同封の返信用封筒にてご返送ください。審査を行い不足額の有無を決定します。

申請期限

令和7年10月31日(金)

万が一、上記対象要件をすべて満たしている方で、申請書が届かない場合は、恐れ入りますが早め給付金コールセンター窓口(市役所第3分庁舎1階)までお越しください。申請期限を過ぎると申請ができなくなりますのでご注意ください。また、個人情報の関係上、支給金額等については電話での対応をいたしかねますこと併せてご了承ください。

【問い合わせ】給付金コールセンター  0570-000-730

※対象者や申請方法など詳しくは
市ホームページをご覧ください▶

